

(お知らせ)

令和8年10月7日
九州防衛局
熊本防衛支局

航空自衛隊馬毛島基地（仮称）整備中における作業員死亡事故に係る
事故原因及び再発防止策等について

以下のとおりお知らせします。

1. 事故発生日時

令和8年9月30日（水）14時15分

2. 場 所

鹿児島県西之表市馬毛島

3. 業務名

馬毛島における生コンクリート製造プラントの運営
（熊本防衛支局発注、令和6年11月18日契約）

4. 受託者

鹿島・大成・北南・小野田・共同・中央・米盛共同事業体

5. 事故概要

事故に被災した作業員は、生コンクリート製造プラントの最上階にて清掃作業中であったところ、粉塵を清掃するため、運転中は立ち入りが禁止されている製造機械の可動部に立ち入り、生コンクリートの材料である骨材を振り分ける機械（シュート）と骨材の投入口の壁との間に挟まれた。（別添：事故発生場所の現場状況）

（時系列）

令和8年9月30日（水）

- 1415 生コンクリート製造作業に従事する作業員が、生コンクリート製造プラント内の製造機械に挟まれる事故が発生
- 1630 馬毛島から種子島医療センターへ搬送
- 1720 搬送先の病院にて当該作業員の死亡を確認

6. 事故原因

生コンクリート製造プラントの運転中に骨材を振り分ける機械（シュート）の回転範囲内に立ち入らないというルールを徹底できておらず、作業員が立ち入ったこと

7. 再発防止策

- ・ 生コンクリートの製造中は、製造プラントの扉を施錠し、立ち入り禁止とする。
- ・ トラブルのために必要があつて立ち入る場合には、製造プラントの運転を停止し、共同事業体の職員が必ず立ち会うこととする。
- ・ 作業開始時及びトラブルやメンテナンスによる作業再開時は、人がいないことを確認した上で製造プラントの動作確認を行う。その際、共同事業体の職員が必ず立ち会い、動作確認後は速やかに製造プラントから退出し、施錠することとする。
- ・ 製造機械の可動部を含め、機械設備のメンテナンス等の作業を行う場合には、生コンクリート製造プラントを停止させるとともに、対象設備のブレーカーを遮断することとする。
- ・ これらの再発防止策について、関係職員に対する教育を実施するとともに、作業前のミーティングで確認する。

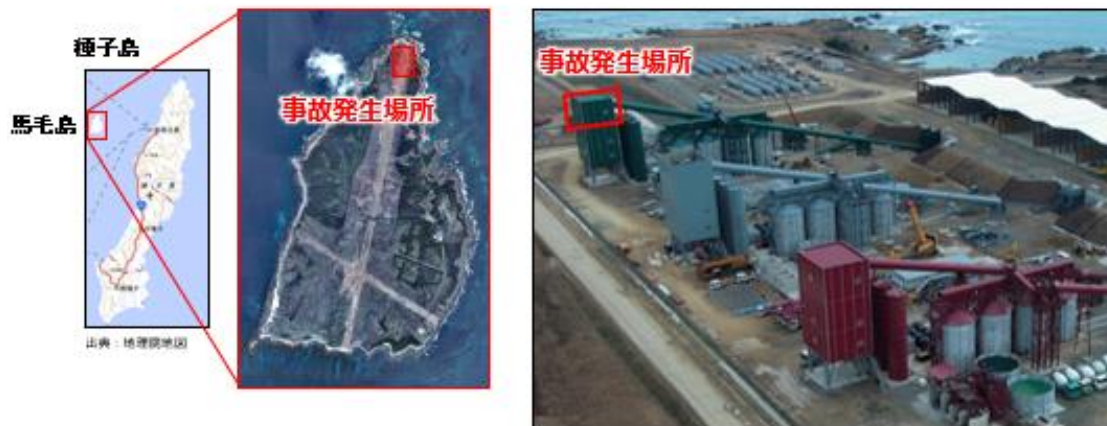
8. 今後の対応

警察の現場検証を終え、再発防止策について、労働基準監督署への説明及び熊本防衛支局職員による確認を完了したことから、準備が整い次第、生コンクリート製造プラントの運転を再開する予定です。

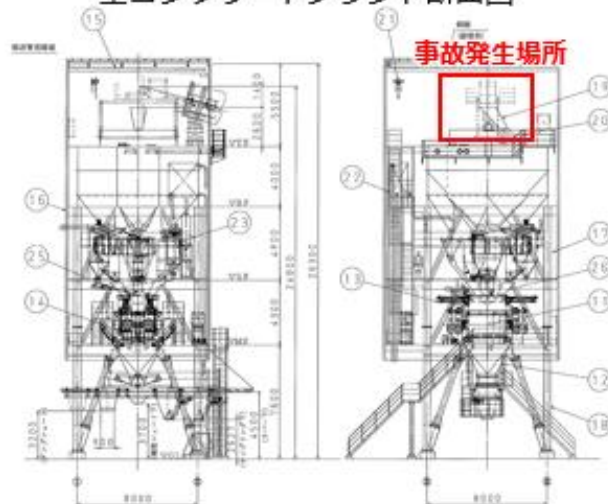
（連絡先）

九州防衛局 報道官 092—483—8813

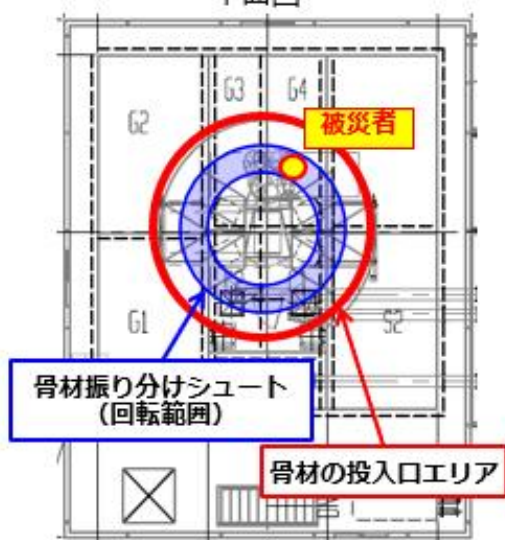
(別添) 事故発生場所の現場状況



生コンクリートプラント断面図



平面図



現場状況写真

